

# 上場株式等の市県民税の課税方式の選択について

令和2年11月  
神戸市市民税課

平成29年度の税制改正により、上場株式等の市県民税の課税方式について、所得税と市県民税で異なる課税方式を選択することが可能であることが明確化されました。

「上場株式等の配当所得」については、総合課税、申告分離課税、申告不要制度の3つの課税方式から、所得税と市県民税それぞれで異なる課税方式を選択できます。

「特定公社債等の利子所得等」及び「上場株式等の譲渡所得等」についても、申告分離課税、申告不要制度の2つの課税方式から、所得税と市県民税それぞれで異なる課税方式を選択できます。

| 所得の種類                             | 選択できる課税方式 |        |        |
|-----------------------------------|-----------|--------|--------|
| ①上場株式等の配当所得                       | 総合課税      | 申告分離課税 | 申告不要制度 |
| ②特定公社債等の利子所得等                     | —         | 申告分離課税 | 申告不要制度 |
| ③上場株式等の譲渡所得等<br>(源泉徴収ありの特定口座内のもの) | —         | 申告分離課税 | 申告不要制度 |

## ① 上場株式等の配当所得

### 総合課税を選択する場合

市県民税の税率が 10%になりますが、配当控除を適用することができません。また、配当所得金額が合計所得金額、総所得金額等に算入されます。

### 申告分離課税を選択する場合

市県民税の税率は 5%で特別徴収と変わりません。上場株式等の譲渡所得・特定公社債等の利子所得・上場株式等の配当所得と損益通算ができます。配当所得金額が合計所得金額、総所得金額等に算入されます。

### 申告不要制度を選択する場合

5%の特別徴収で課税が終了します。また、配当所得金額は合計所得金額、総所得金額等に算入されません。

| ①上場株式等の配当所得                |      | 課税方式  |         |           |
|----------------------------|------|-------|---------|-----------|
|                            |      | 総合課税  | 申告分離課税  | 申告不要制度    |
| 税率                         | 所得税  | 累進課税率 | 15.315% | 15.315%   |
|                            | 市県民税 | 10%   | 5%      | 5%        |
| 配当控除                       |      | あり    | なし      | なし        |
| 配当割額控除                     |      | あり    | あり      | なし        |
| 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算         |      | できない  | できる     | できない(注 1) |
| 不動産所得、事業所得等に係る<br>損失との損益通算 |      | できる   | —       | —         |
| 合計所得金額への算入                 |      | 算入    | 算入(注 2) | 不算入       |

(注 1) 同一の源泉徴収口座内の上場株式等に係る配当所得等と上場株式等の譲渡損失は、その源泉徴収口座内で損益通算されています。

(注 2) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得等との損益通算の特例の適用を受けている場合にはその適用後の金額で、かつ、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額になります。

- ② 特定公社債等の利子所得等
- ③ 上場株式等の譲渡所得等（源泉徴収ありの特定口座内のもの）

**申告分離課税を選択する場合**

市県民税の税率は 5%で特別徴収と変わりません。上場株式等の譲渡所得・特定公社債等の利子所得・上場株式等の配当所得と損益通算できます。特定公社債等の利子所得等金額、又は上場株式等の譲渡所得等金額が合計所得金額、総所得金額等に算入されます。

**申告不要制度を選択する場合**

5%の特別徴収で課税が終了します。また、特定公社債等の利子所得金額、上場株式等の譲渡所得金額は合計所得金額、総所得金額等に算入されません。

| ②特定公社債等の利子所得等      |      | 課税方式    |         |
|--------------------|------|---------|---------|
|                    |      | 申告分離課税  | 申告不要制度  |
| 税率                 | 所得税  | 15.315% | 15.315% |
|                    | 市県民税 | 5%      | 5%      |
| 配当割額控除             |      | あり      | なし      |
| 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算 |      | できる     | できない    |
| 合計所得金額への算入         |      | 算入      | 不算入     |

| ③上場株式等の譲渡所得等<br>(源泉徴収ありの特定口座内のもの) |      | 課税方式    |           |
|-----------------------------------|------|---------|-----------|
|                                   |      | 申告分離課税  | 申告不要制度    |
| 税率                                | 所得税  | 15.315% | 15.315%   |
|                                   | 市県民税 | 5%      | 5%        |
| 株式等譲渡所得割額控除                       |      | あり      | なし        |
| 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算                |      | できる     | できない(注 3) |
| 合計所得金額への算入                        |      | 算入      | 不算入       |

(注 3) 同一の源泉徴収口座内の上場株式等に係る配当所得等と上場株式等の譲渡損失はその特定口座内で損益通算されています。

## ～手続きの方法～

**個人市県民税の納税通知書が届く日までに**、確定申告書とは別に、個人市県民税申告書の提出が必要です。この提出がない場合は、所得税と同様の課税方式が適用されます。

個人市県民税の申告の際には、下記のものが必要となります。

- 印鑑
- 本人確認書類
- 確定申告書(控) (写し)
- 配当所得に係わるもの  
例) 配当の支払通知書、特定口座年間取引報告書 等 (写し)
- 譲渡所得に係わるもの  
例) 特定口座年間取引報告書、確定申告書付表 等 (写し)

## ※ 注意事項 ※

1. 上場株式等の譲渡所得に関して、申告不要制度を選択できるのは、源泉徴収ありの特定口座で取引したものに限りです。
2. 申告不要制度を選択する場合、①②③の所得は、扶養等の認定、非課税判定、国民健康保険料等の算定対象となる所得には含まれません。**総合課税や申告分離課税を選択した場合、その所得は合計所得金額や総所得金額等に算入されます。これにより、扶養等の控除が受けられないことや、非課税判定、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料(自己負担割合含む)等に影響が出る場合がございますのでご注意ください。**詳しくは各窓口でご相談ください。
3. 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除がある方で、申告不要制度を選択した場合、繰越控除期間中は市県民税の申告の際に繰越控除明細書の提出が必要となります。また、繰越控除期間中に市県民税の申告をしなかった場合、確定申告で申告した繰越控除金額が市県民税に適用されます。
4. 源泉徴収口座内の上場株式等に係る譲渡損失に対して申告分離課税を選択した場合、その同一源泉徴収口座内の取引全て(配当所得も含む)申告する必要があります。

市・県民税についてのお問い合わせは、市民税課 (TEL 078-647-9300) まで